



《発表記者会：東北電力記者会、宮城県政記者会》

令和8年6月29日
東北運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対し事業の停止命令等 を発しました

令和8年1月22日に東北運輸局岩手運輸支局が有限会社ムラヨシ運輸の本社営業所
に対し監査を実施しました。

監査の結果、貨物自動車運送事業法及び関係法令に違反している事実が認められたた
め、東北運輸局長は下記のとおり事業の停止命令等を発しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：有限会社ムラヨシ運輸 代表取締役 田村 道美
(法人番号：7400002007319)
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第5地割320番地

営業所：本社営業所
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第5地割320番地

2. 行政処分等年月日 令和8年6月18日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業の停止処分

令和8年6月29日から令和8年7月1日まで(3日間)

(2) 事業用自動車の使用停止処分(207日車)

令和8年7月2日から令和8年7月15日まで(13両×14日)

令和8年7月2日から令和8年7月26日まで(1両×25日)

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

- (1) 自動車車庫の位置及び収容能力違反
(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)
- (2) 点呼の実施義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)
- (3) 点呼の記録義務違反【不実記載】
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (4) 業務の記録義務違反【不実記載】
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (5) 運行記録計による記録違反【不実記録】
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (6) 運転者に対する指導監督の実施義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (7) 運転者に対する指導監督の記録義務違反【不実記載】
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

以 上

《問合せ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官
担当：三上、矢部

TEL：022-791-7532